

## 静岡県告示第278号の8

特定不妊治療費補助金交付要綱（平成16年静岡県告示第648号）は、廃止する。

令和4年3月31日

静岡県知事 川勝平太

### 附 則

- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 廃止前の特定不妊治療費補助金交付要綱（以下「旧要綱」という。）第2に規定する特定不妊治療（以下「特定不妊治療」という。）が終了した日が令和4年1月から3月までに属する夫婦であって当該特定不妊治療に係る補助金の交付の申請をしていないもの及び特定不妊治療を開始した日が令和3年度以前に属する夫婦であって当該特定不妊治療が終了した日が令和4年度に属するもの（以前に凍結した胚による胚移植を実施する場合にあっては、特定不妊治療を開始した日及び当該特定不妊治療が終了した日が令和4年度に属する夫婦を含む。）に対する特定不妊治療に係る補助金の交付については、なお従前の例による。この場合において、旧要綱第5(2)中「特定不妊治療の初回の補助に係る治療期間の初日における妻の年齢が、40歳未満であるときにあっては6回、40歳以上であるときにあっては3回を超えないものとする（補助を受けた後出産した場合（妊娠12週以降に死産に至った場合を含む。）は、改めて初回から補助を受けることができるものとする。）」とあるのは「知事が別に定める回数」と、旧要綱附則第2項及び第3項中「令和4年3月31日」とあるのは「知事が別に定める日」とする。